

(仮訳)

## T I C A D V 年次進捗報告書作成ガイドライン

2014年5月

T I C A D 共同事務局

1. T I C A D IV フォローアップの手続きを踏襲し、T I C A D V 年次進捗報告書作成ガイドラインは、閣僚会合において、横浜行動計画2013-2017（以下、横浜行動計画）別表に記載されるアフリカ及びドナー双方の具体的施策の進捗のレビュー・プロセスを定める。レビューは、具体的施策の進捗に関し年次進捗報告書（以下、報告書）の形式で行われ、閣僚会合に提出される。
2. 報告書は、以下の手続きに従って、T I C A D 共同事務局（以下、事務局）によって準備、作成される。報告書は、モニタリング合同委員会及び高級実務者会合（SOM）の協議を経た後に、閣僚会合で採択される。
  - （1）事務局は、定型書式に従い、実施主体に対し、1年間の施策の進捗に関する報告の提出を求める。日本は、ドナー側の具体的施策の進捗に関する報告を取りまとめる。アフリカ連合委員会（AUC）は、アフリカ側の具体的施策の進捗に関する報告を取りまとめる。事務局は、報告の指標及び定型書式を策定し、予め実施主体に共有する。
  - （2）事務局は、提出された報告に基づき報告書を起案する。各々の専門知識を活かし、事務局の構成員は、横浜行動計画の各セクターに関する報告書を起案するよう割り当てられる。
  - （3）報告書案は、モニタリング合同委員会及びSOMで議論される。報告書案は、事務局によって議論に基づく必要な修正がなされた後、閣僚会合に提出される。